

懲罰特別委員会審査報告

平成30年第3回定例会閉会日（6月29日）において、森要議員から野村勝憲議員に対する懲罰動議が提出された件を報告します。

懲罰動議の提出

（6月29日）

懲罰動議の提案理由

1. 他の議員に対する暴言をおこなったこと。

6月27日の予算特別委員会において議題外発言であることを指摘しようとした議員に対し、暴言とも取れる発言をした。

2. 事実無根の発言をおこなったこと。

予算特別委員会において、突如、至学館大学が飛騨市で行う予定であるイベントの後援について、前教育長が「担当課に依頼した」という発言をした。しかし前教育長から6月28日付けで、議長及び予算特別委員長宛に「そのような依頼をした事実はない」旨の申し立てが行なわれた。

3. 個人の私生活にわたる言論を行ったこと。

予算特別委員会において懲戒免職処分を受けた元職員に關し、執行部から個人の氏名は一切発表していない旨の説明があるにも関わらず、個人の特定につながるような発言を繰り返した。加えて、退職し、一市民となっている元議員の私生活にわたる発言を行った。

懲罰特別委員会

① 委員会開催状況

委員会 5回
準備会 1回

② 動議の内容及び懲罰の種類などの確認

懲罰動議の内容では、懲罰の対象となる場所・事項・時間について確認し、6月27日の予算特別委員会において、野村議員の発言に「議題外の発言」「無礼の言葉」「他人の私生活にわたる発言」を行ったとされる部分、及び、それらが「品位の尊重」に触れるかどうかを議論し、懲罰を科すべきか否かについて審査することに決定した。

③ 弁明

野村勝憲議員の一身上の弁明を許可し、弁明を受けた。

④ 自由討議

主な発言として、今回問題となつている発言は、委員長が発言を許可し、制止もなく、これまでもある程度寛容されてきた発言の範疇であり、議員全員にも係る問題である。また、議員は民意を代弁するもので、発言自由の原則の許容範囲ではないか。個人を特定し他人の私生活にわたる発

言をしたとされるが、発言内容を見る限り、そこまでの内容であると受け止められる発言ではない。従つて、今回は懲罰を科すべきではない。との意見があつたのに対し、発言はすべて簡明にするものとし、議題外にわたり、又はその範囲を超えてはならない。議題外の発言を繰り返す、委員会での審査において自己の活動のPRを平然と行うことなどあつてはならず、委員長が発言の許可をしても、こうした発言が会議を混乱させ円滑な委員会運営を妨げたことは、やはり反省すべきであり懲罰に値するものである。

仮に審査事件に関連した発言であつたとしても、特定個人の問題について必要最小限を超えて立ち入った発言をすることは許されるものではない。こうしたことを捉えれば、懲罰は科されるべきであり、戒告あるいは陳謝により戒めるべきことである。との意見がありました。

⑤ 討論
● 反対討論

懲罰は、議員に対する非常に重い処分を科すことであり、議員は選挙によって選ばれ、言論の自由が保障されている立場にもあることから、今回の案件については、程度として懲罰を科すまでに至らないのではないかと。

また、議員の未熟さもあり、「他山の石」として議員全員で考えるべき案件である。

● 賛成討論

言論の自由ということがあるからといって、法律・規則に抵触してまで守られているものではなく、今回の発言は、明らかに「他人の私生活にわたる言論をしてはならない」ことに触れ、議題から逸脱した発言をされたことは懲罰に当たり、戒告によって戒めるべきである。

また、議員全員の問題として捉える前に、個人の行った発言が規則等に反しているという事実を踏まえるべき。弁明でも反省の言葉はなく、し

つかりと謝罪を求めるときで
ある。

⑥ 採決

自由討議・討論を踏まえ、「懲罰を科さない」「戒告懲罰を科す」「陳謝の懲罰を科す」の3種類の意見があった。

●懲罰を科すか否か
賛成多数により懲罰を科すことに決定した。

懲罰を科すことに決定したため、懲罰の種類について採決を行った。

●懲罰の種類

陳謝の懲罰を科すことについて採決を行った結果、賛成少数で否決。続いて、戒告の懲罰を科すことについて採決を行った結果、賛成多数で戒告の懲罰を科すことに決定した。

以上が当委員会での審査の経過と結果であります。

懲罰特別委員会審査
終了にあたり

予算特別委員会における個人の発言がもとで、今回このような特別委員会が設置され、審査を行ってきましたが、予算特別委員会を運営する過程で、委員長の判断に対する意見や、各委員の委員会に対する認識不足を指摘する意見もありました。このことは議会全体の問題として捉え、議員全員が委員会での発言について秩序を持つて行うなど、今後の議会運営について、議員全員が議会秩序を守り、品位のある議会運営に心がけていただきたいという思いを意見として申し添えます。

(懲罰特別委員長 前川文博)

本会議(9月27日)
における懲罰の件に
対する採決
(戒告の懲罰)

自由討議・討論を踏まえ、懲罰を科すことの採決を行った結果、賛成少数で懲罰を科さないことに決定した。

弁明 野村勝憲議員

個人の私生活にわたる言論を行ったということについては、市民の方から「職員による児童買春の件でマスコミ報道の「総務部」28歳」「男性主任」だけではわからないので、市は実名で発表するなど、私たちの税金で生活しているのだからもっと詳しく知らせるべき」との声が多く寄せられ、その声に応えるため予算委員会で質問した次第です。

その内容は、「総務部」や「企画部」だけではわからないので、具体的な課を教えてもらえませんかという問いに対して回答がなかったと。そこで私は所属課について尋ねた。そして、その関係者が公人であったこともある。

今回の事案は、私も当然初めのことであり、しっかり対処しなければいけないと思っ
ていました。しかし、どこからがプライバシーに関係することになるのか解らないままに質問したことについては、やや軽率だったと、反省している。

反対討論 洞口和彦議員

懲罰の対象は、現在議員として在任していることと、議員が議会の秩序を乱した言動が、本会議、委員会における議会の活動の一環としての言動であることが必要です。議会外でのプライベートな場での言動は懲罰の対象にはならないと記載されています。公開の議場において、議会の秩序の維持や品位の保持に反する行動を行った場合にこの処分を科するとなっています。野村議員の発言は、発言の自由や議員活動の一環として、市民から求められた項目を聞いたということ、議員活動の範囲内であると言えます。また個人の特定につながる情報ではあるけれども、完全にその人に特定される発言までには至っていません。野村議員は若干感情の高ぶりでああいう雰囲気になり、売り言葉に買い言葉の形になってしまっ
たと反省の弁もありました。これらをかながみて今回の処分について反対します。

賛成討論 住田清美議員

今回懲罰委員会が決した中には、議題外の発言を行ったこと、予算委員会の審議の中で、至学館大学公開講座のPRをされた。このことについては会議規則第116条に反する行為です。また総務部の審議の中で、懲戒処分を受けた職員
の個人を特定するような発言もありました。これは地方自治法132条に反することであり
ます。加えて教育委員会の審議中に、至学館大学イベント等に対し議題外発言と指摘された議員に対し、無礼の言葉を発言されました。以上懲罰特別委員会は3点に渡り、戒告処分を決するという結論を出
しました。先程本人が弁明の中で、個人の私生活にわたる発言については反省していると申されたが、懲罰特別委員会の中ではこの発言はありませんでした。その他の議題外発言、また無礼の言葉については言
及がありませんでした。私は懲罰特別委員会が下した処分について賛成します。